		太士松合和土生中的北	甘淮	龙 动 春 括
		<b>崎市総合設計制度取扱</b>	<u> </u>	確認事項
	趣旨 (省略)			
	基本方針 (省略)			
	基本要件			
	用語の定義 (省略)			***************************************
2)	法令要件			
	敷地規模			敷地規模に適合している
	敷地面積は、長崎市建築	基準法施行細則第7条の3	の規定により表に掲げる	
3	数値以上であること。			
L	用途	地域	敷地面積の規模	用途地域:
	第一種低層住居専用地域又	スは第二種低層住居専用	1 , 0 0 0 <b>m</b> ²	
-	地域		,	敷地面積:
	第一種中高層住居専用地域 用地域、第一種住居地域、)		5 0 0 m²	
	地域、準工業地域、工業地域		3 0 0 111	
L	近隣商業地域又は商業地域		5 0 0 m²	
Ľ	<u> ただし、用途地域の指定の</u>	-		
		2,000 mc	. 9 👀	
	空地規模			空地規模に適合している
£	敷地に対する空地の割合 掲げる数値(最低空地規模			容積率制限緩和 高さ制限緩和
	含まれない敷地の部分をい		の土地では、建米田慎に	
Γ	基準建ペい率(C)	容積率制限緩和の場合	高さ制限緩和の場合	基準建ペい率(C):
ı	C 5/10	(1 - C) + 1.5 / 10	(1 - C) + 1 / 10	-
r	5/10 < C 5.5/10	6.5/10	6 / 1 0	最低空地規模:
H	5 . 5 / 1 0 < C	(1 - C) + 2 / 10	(1 - C) + 1 . 5 / 10	計画空地規模:
L	3,37,10,40	(1 0) 27 10	(1 0) 11,3710	可四土地流失。
3)	付加要件			
	前面道路の幅員及び敷地の	の接道長		道路要件に適合している
			員を有する道路に接し、か	
-	の、当該敷地の全周長の8%			
	敷地が接する道路が計画道 ************************************			用途地域: 地
	された予定道路の区域内に し、交通上、安全上、防火上			
	限りでない。			<b>₩</b> 85±= □
Г		地 域	道路幅員	道路幅員:
2	—————————————————————————————————————		VERTILE S	
ţ	域、第一種中高層住居専用	地域、第二種中高層住	6 m	敷地周長:
	居専用地域、第一種住居地 1957年11月1日	!域、第二種住居地域、準	6 m	接道長さ:
1	住居地域又は準工業地域			接道割合: 1
	近隣商業地域、商業地域、	工業地域又は工業専用	8 m	
_	地域	16.		
j	用途地域の指定のない区域	k .	6 m	
	公開空地規模 敷地内には公開空地及び公開空地に準ずる有効な空地( <b>公開空地等</b> )を設け			規模要件に適合している
				現代安計に過点している 基準建ペい率(C):
7	ること。この場合、敷地内における有効公開空地面積の合計(S)の敷地面積			<b> </b>
(	(A)に対する割合( <b>有効公開空地率</b> )は、基準建ぺい率(C)に応じて表に掲げ			<u></u>
-	る数値以上であること。 			有効公開空地率(S/A):
L	基準建ペい率(C)	有効公開空	` ′	
L	5.5/10未満	0	. 5	計画有効公開空地率:
	5.5/10以上	$0.2 + (1 - C) \times$	10/4.5×0.3	<u></u>

## 都市景観 基準に適合している 計画建築物等は、長崎市景観条例及び長崎市屋外広告物条例の規定を遵守 し、良好な景観の形成に資するよう景観計画に適合すること。 開発許可等 基準に適合している 長崎市開発許可に関する条例の規定を遵守し、良好な都市環境の形成に資 するよう開発許可基準に適合すること。 福祉のまちづくり 基準に適合している 計画建築物及び公開空地は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律及び長崎県福祉のまちづくり条例の規定を遵守し、福祉のまちづくり に係る基準に適合すること。 公開空地等の整備 適切に整備している 公開空地は、市街地環境の整備改善に資するよう、植栽、ストリートファニ チャー等による整備に行い、歩行者等の第三者が自由に通行し、利用できるス ペースとすること。ただし、中庭等において防犯上必要と認める場合は、時間を 限って通行等の利用を制限することができる。 適切に確保している 緑化等 空地面積:\_\_ 緑地については、計画建築物及び周囲の景観と調和した樹木等を植栽し、原 緑地面積:\_ 則として空地面積の30%以上とすること。 緑 地 率:\_\_ 駐車場及び駐輪場 適切に確保している 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定を遵守 し、駐車場及び駐輪場は、周囲の交通に支障がないように、原則として敷地内 に確保すること。 適切に確保している 店舗、事務所等の荷捌き場、ゴミ置き場 店舗、事務所等の用途のある計画建築物にあっては、所要の大きさの荷捌き 場及びゴミ置き場を確保すること。 第4 制限の緩和要件 (1) 容積の割増し 容積の割増しに当たっては、計画建築物の延べ面積は基準容積率に従い、 敷地面積A: 次に掲げる式によって得られる面積以下とする。ただし、割増し後の延べ面積 は、基準容積率に1.5を乗じたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積又は 基準容積率に10分の20を加えたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積 のいずれか小さいものを限度とする。 $V = A \times v \times \{1 + (S / A - 0.1) \times Ki\}$ A: 敷地面積(公共空地がある場合は、その面積を含むものとする。) S: 有効公開空地面積の合計

V:割増し後の延べ面積

v:基準容積率

Ki: 下表による割増係数

基準容積率(٧)	割増係数(Ki)
10/10未満	2 / 3
10/10以上 60/10以下	1 / 3 + (9 - v) × 1 / 8 × 1 / 3

m² 基準容積率 v m² 有効公開空地面積S: m 割増係数 Ki:\_\_\_\_\_ ·割増し後の延べ面積V m ·基準容積率 x 1.5 m ·基準容積率 + 200 m 割増し後の容積率の上限:

m

m

(2) 計画道路又は予定道路に係る部分の取扱い (省略)

(3)高さ制限の緩和 長崎市総合設計制度に関する技術基準による 緩和の適用:有り 緩和の適用:無し

## 第5 維持管理等

(1) 公開空地等

公開空地は、将来にわたって適正に維持されるよう次のとおり必要な措置を 講じること。

本制度の許可を受けた建築物は、適用を受けた旨及び公開空地の位置など を示す標示板を公開空地の見やすい場所に、原則として2か所以上設置しなけ ればならない。

標示板を公開空地の見やす い場所の2ヶ所以上に設置 している。

	,
の標示板は、ステンレス等の耐久性及び耐候性に富んだものとし、大きさは、縦30cm以上、横50cm以上とする。	標示板は耐久性及び耐候 性があり、大きさは縦30cm 以上、横50cm以上にしてい る。
建築物の所有者又は管理者は、当該許可に係る建築物及び公開空地等の適 切な維持管理に努めなければならない。	建築物及び公開空地等の 適切な維持管理に努めるよ うにしている。
建築物の所有者又は管理者は、建築物及び公開空地等の維持管理を適切に 行うために、工事完了までに維持管理責任者を選任し、報告するとともに、工事 完成後は、維持管理の状況を3年ごとに報告しなければならない。	工事完了までに維持管理責 任者を選任するようにしてい る。
建築物の所有者又は管理者は、土地又は建物を譲渡するときは、本制度の 趣旨等を譲渡しようとする相手方に文書等で伝え、本制度に係る義務を継承さ せなければならない。	-
法第18条に規定する建築物については、 及び の規定は適用しない。	法第18条に規定する建築 物に該当している。
(2) 緑化等 敷地内の植栽等については、適切な維持管理に努め、環境美化を図ること。	植栽等の維持管理に努め、 環境美化を図るようにしてい る。
(3) 広告物等 公開空地内には、原則として屋外広告物を設置しないこと。ただし、都市景観 に配慮したものはこの限りでない。	屋外広告物を設置していな ない。または、都市景観に配 慮している。
第6 事前協議等 本制度の許可を受けようとする者は、許可申請を行う前までに次のことを行うこと。	
(1) 関係部局との事前協議 事前協議に必要な資料を作成し、関係部局と協議を行ない、その結果をまと め報告すること。	協議を行い、結果を報告し ている。
(2) 近隣説明等 事前協議終了後特定行政庁の指示を受けて、計画の概要を記載した標識を 敷地内の見やすい場所に設置し、速やかに報告すること。	標識を設置し報告している。
標識設置後に長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第2条第2項第10号に規定する隣接住民に説明を行い、その結果をまとめ報告すること。同項第11号に規定する周辺住民から説明を求められた場合においても同様に説明を行うこと。なお、説明に際しては、計画建築物について理解が得られるよう誠意ある対応に努めること。	隣接住民に説明し、結果を 報告している。
110よフi映息のも刈心に労めること。	

	長崎市総合設計制度に関する技術基準	確認事項
第1 趙	<b>2旨</b> (省略)	
	野積率の割増し	
(1) 亿	☆開空地の定義	
(S 利	公開空地とは、次の から までのすべてに該当する空地又は空地の部分 空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込み、芝、池等及び空地の 便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含む。)をい	
の 貸	なお、計画建築物の整備と一体的に計画配置される公園、広場等の空地で次から までのすべてに該当するもののうち、事業者の無償譲渡又は無償付けに係るものであって、都市計画決定され、又は長崎市により管理されるの(公共空地)については、これを公開空地とみなす。	
車	歩行者が日常自由に通行し、又は利用できるもの(非常時以外において自動が出入りする敷地内の通路を除く。)であること。ただし、屋内に設けられるも等で特定行政庁が認めたものにあっては、深夜等において閉鎖することがでる。	に該当している
必 い 開	最小幅が4m以上のものであること。ただし、道路に沿って敷地全長(最小限要な車路のみにより分断されているものは、敷地全長にわたって設けられてるものとみなす。)にわたって設けられ、かつ、道路と一体として利用可能な公空地及び敷地を貫通して道路、公園等を相互に有効に連絡する公開空地 <b>5道状公開空地</b> )にあっては、最小幅が2m以上のものであること。	に該当している
	-の公開空地の面積は、当該公開空地が歩道状公開空地である場合を除 次に掲げる区分に従い、イからニまでに掲げる数値以上であること。	に該当している
	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域 300 m <sup>2</sup> 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地	用途地域 : 
	域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 200㎡ 近隣商業地域又は商業地域 100㎡ 用途地域の指定のない区域 200㎡ 200㎡	ーの公開空地の最小面積: m²
げ	ただし、敷地面積の規模が建築基準法施行令第136条第3項の表(ろ)欄に掲る規模に満たないときは、一の公開空地の面積は、当該公開空地が歩道状開空地である場合を除き、敷地面積の10分の1以上かつ100㎡以上であると。	
の	全周の8分の1以上が道路に接しているものであること。ただし、動線上無理ない通り抜け道路を設けたもので、歩行者の出入りに支障がない場合は、こ限りでない。	に該当している
	道路との高低差が、6 m以内のものであること。ただし、駅舎のコンコース、横歩道橋等に連絡する場合等歩行者の利便に供する場合は、この限りではな。	に該当している
(2) 亿	開空地に準ずる有効な空地	
る み 係 の	数地内の建築物の居住者や利用者の日常自由な利用又は通行に専ら供され空地及び空地の部分(空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設にる部分を含み、非常時以外において自動車が出入りする通路を除く。)で、次又はに該当するものについては、公開空地に準ずる有効な空地として、に規定する公開空地の有効面積に算入できるものとする。	
<b>等</b> 適	中庭等その周囲の大部分を建築物に囲まれ、道路に接していない空地( <b>中庭</b> )にあっては、建築物の居住者等のコミュニティ形成の場として活用される等切な利用ができ、修景上良好に設計され、適切な規模(少なくとも300㎡以であること。)を有すること。	中庭に該当している
以 設	屋上にあっては、道路に面して設けられており、当該道路からの高さが、12m下かつ当該道路の幅員以下のものであって、緑化を図るなど修景上良好に計されているものであること。また、その面積については(1)の に規定する規以上であること。	屋上に該当している
(3) 亿	<b>、開空地等の有効面積の算定</b>	
公	公開空地及び公開空地に準ずる有効な空地( <b>公開空地等</b> )の有効面積( <b>有効開空地面積</b> )は、次に掲げる区分に従い、当該公開空地等又は公開空地等部分の面積にイからへまでに掲げる係数を乗じて算定するものとする。	

	I
イ 歩道状公開空地(幅が4mを超えるものにあっては、幅が4m以内の部分に限る。) 1.5 ただし、歩道との段差がなく、歩道と合わせた幅員が6m以上であり、かつ、隣地との間に塀等の空地の連続性を妨げる計画のないものについて	イに掲げる空地 空地面積:m <sup>*</sup> 有効係数 : 有効係数 :
は、2.5とすることができるものとする。	有効公開空地面積:
口 面積が500㎡以上で幅員6m以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分(イに該当するものを除く。) 1.2 ハ 面積が300㎡以上500㎡未満で幅員6m以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分(イに該当するものを除く。) 1.1 ニ イ、ロ及び八以外の公開空地又は公開空地の部分 1.0 ホ 中庭等(公開空地に準ずる有効な空地) 0.5 へ 屋上(公開空地に準ずる有効な空地) 0.3	ロに掲げる空地 空地面積:m <sup>*</sup> 有効係数 : 有効係数 : 有効公開空地面積:m <sup>*</sup>
次に掲げるものの有効公開空地面積は、当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積に に規定する係数を乗じて得たものに、次に掲げる区分に従い、イから二までに掲げる係数を乗じて算定するものとする。 イ 公開空地の道路からの見通しが、隣地又は計画建築物によって妨げられ	八に掲げる空地 空地面積:m <sup>*</sup> 有効係数: 有効係数:
るもの(道路の自動車交通量が著しく多い場合等公開空地が道路に接しないことが当該公開空地の環境上好ましい場合で、動線上無理のない通り抜け歩路を設けたものを除く。) 0.5	有効公開空地面積: m²
ロ 公開空地の地盤(公開空地が建築物の屋上である場合には、その屋上面) の高さが、当該公開空地に接している道路の路面の高さと比べて1.5m以上高いもの又は3m以上低いもの(地形上、道路から連続して高さが変化するもの及び駅舎のコンコース、横断歩道橋等に連絡するもの等歩行者の利	二に掲げる空地 空地面積:m <sup>*</sup> 有効係数 : 有効係数 : 有効公開空地面積:
便に供するものを除く。) 0.6 ハ ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物又は建築物の部分(以下「ピロティ等」という。)によって覆われている公開空地(はり下(はりがない場合には床版下。以下同じ。)10m以上のもの又は気候条件等のためピロティ等に	m² ホに掲げる空地
覆われていることが公開空地の環境を向上させているものを除く。) (イ) はり下5m以上 (ロ) はり下2.5m以上5m未満 0.6	空地面積:m² 有効係数 : 有効係数 : 有効公開空地面積:
二 公開空地等の位置、意匠、形態等や公開空地等に面する建築物又は建築物の部分の意匠、形態等が当該公開空地等の効用を増大させ、市街地環境の整備改善に特に寄与すると認められるもの 1.2	m² へに掲げる空地
隣接する敷地において一体的に計画された公開空地等については、全体を一の公開空地等とみなして、 及び の規定を適用することができるものとする。 この場合において、 及び の規定中「当該公開空地等又は公開空地等の部	空地面積:m² 有効係数 : 有効係数 : 有効公開空地面積:
分の面積」とあるのは「当該敷地内の当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積」とする。	m²m²m²m²m²m²m²m²m²m²m²
	有効公開空地面積の合計: m <sup>²</sup>
第3 絶対高さ制限に関する緩和	
法第55条第1項の規定に係る許可を受けることができる建築物は、敷地の各辺(単純な形状の多角形の敷地にあっては敷地境界線、多角形でない敷地又は複雑な形状の多角形の敷地にあっては、当該敷地を単純な多角形に近似した場合のADE (ADE ADE NOTE) (ADE ADE NOTE) (ADE ADE NOTE) (ADE NO	高さ制限緩和の適用 有り 無し
(以下、省略)	Si' < Si
<b>第4 道路斜線制限等に関する緩和</b>	
1 道路斜線制限及び隣地斜線制限関係	斜線制限緩和の適用
道路斜線制限(法第56条第1項第1号)又は隣地斜線制限(同項第2号)に係る許可を受けることができる建築物は、敷地の各辺においてSi'がSi以下であるものとする。(以下、省略)	有り 無し Si' <si< td=""></si<>
	J. 101
北側斜線制限は原則として緩和しないものとする。	  原則、緩和規定無し
	i

第5 建築物の敷地が斜線制限等の高さの制限の異なる地域又は区域の内外にわたる場合の措置				
敷地が法第55条第1項又は法第56条第1項第1号、第2号若しくは第3号の 規定による建築物の高さの制限が異なる地域又は区域の内外にわたる建築物 に対する第4の1の規定の適用(以下、省略)	措置の適用 有り 無し			
第6 手続きの流れ (省略)				
第7提出書類				
提出書類チェックリストにて確認	必要な図書を提出している			
第8 その他				
1 標識の設置、近隣説明 建築主は、事前協議が終了した後、次のとおり標識の設置及び近隣説明を行 うこと。				
事前協議終了後敷地内の見やすい場所に標識(様式4)を設置し、その状況 を配置図及び写真で報告すること。	見やすい場所に標識を設置 し、報告している。			
取扱基準第6の(2)に掲げる近隣説明は、標識設置後に第7の3に掲げる図面により行うこと。	第7の3に掲げる図面により 近隣説明をしている。			
近隣説明の結果は、説明状況報告書(様式5)にまとめ、許可申請時に提出すること。	近隣説明の結果を説明状況 報告書で提出している。			
説明会を開催した場合は、欠席した隣接住民に対しては、必ず説明を行うこ と。	説明会を欠席した隣接住民 にも説明している。			
説明会の内容は、その概要を議事録としてまとめ、許可申請時に提出すること。	説明会の議事録を提出して いる。			
2 工事完了以降の手続き	工事完了後現場確認			
工事完了時の報告等 建築主は、公開空地管理責任者を選任し、公開空地管理責任者選任届(様式 6)を特定行政庁に提出の上、現地立会検査を受けること。また、公開空地の見 やすい場所、原則として2ヶ所以上に標示板(様式7)を設置すること。	標示板を公開空地の見やすい場所の2ヶ所以上に、図面通り設置している。			
工事完了後の報告等 公開空地管理責任者は、公開空地等の維持管理状況について、公開空地管理報告書(様式8)により工事完了後3年ごとに特定行政庁に報告すること。公開空地等の維持管理責任者の変更については、適宜報告すること。	-			
3 許可内容の軽微な変更について 建築主は、許可内容の軽微な変更が生じた場合は、事前に特定行政庁と協 議の上、法第12条第5項の規定により報告すること。	-			

1 事前相談に必要な図書	申請者確認欄	行政庁確認欄
都市計画図		
配置図、平面図、立面図		
公開空地図、日影図等		
その他必要な図書		

2	事前協議に必要な図書	申請者確認欄	行政庁確認欄
	事前協議書(様式1)		
	位置図、都市計画図等		
	案内図、配置図、平面図、立面図及び設計概要書(様式2)		
	公開空地の計画図(植栽、舗装、前面道路との高低差を明示する。)		
	公開空地の面積求積図		
	日影図(冬至日に地盤面へ生じる日影図を作成する。)、日影時間図		
	立面投影面積算定図(高さ制限の緩和を受ける場合に作成する。)		
	その他必要な図書		

3 許可申請に必要な図書	申請者確認欄	行政庁確認欄
許可申請書		, y
委任状		
理由書(許可を必要とする理由)		
設計概要書(様式2)		
公開空地設置に関する誓約書(様式3)(建築主が署名捺印すること。)		
敷地周辺の用途地域図(用途地域を着色で示すこと)		
敷地周辺の建築物用途別現況図(1/2500程度とし周囲300mの範囲の 建築物の主用途別に着色し、凡例を記入すること)		
配置図及び1階平面図(前面道路の歩車道別の幅員、建築物の位置 等を明示すること)		
公開空地平面図(敷地と道路の関係・建築物の形状及び位置・公開空地の種別、形状、仕上げ及び付帯設備(植栽、車止め等)・公開空地の標示板の位置)		
公開空地求積図(公開空地種別に色分け)		
公開空地立面図(公開空地パースとの兼用可)		
標示板構造詳細図		
各階平面図		
立面図(4面以上とし一般規制による斜線制限、外壁の仕上げ色調等 を記入のこと)		
断面図(2面以上とし、建築物の各高さ、前面道路及び隣地との高低差を記入のこと)		
日影図(冬至日に地盤面へ生じる日影図を作成する。)、日影時間図		
立面投影面積算定図(高さ制限の緩和を受ける場合に作成する。)		
関係部局との協議報告書		
その他必要な図書		

4 建築審査会に必要な資料	申請者確認欄	行政庁確認欄
必要に応じて指示された資料を特定行政庁に提出すること。		